

四日市市告示第 469 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 7月 25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	八田36号線	八田三丁目770-1 八田三丁目770-1	4.5~7.3	33.4
2	松本101号線	松本二丁目188-1 松本二丁目182-3	6.0~11.8	81.4
3	小林48号線	小林町字小林新田3029-290 小林町字小林新田3029-297	6.0~13.0	46.2
4	東日野108号線	東日野町字天王森157-2 東日野町字天王森157-2	6.0~9.5	47.5
5	西坂部109号線	西坂部町字御館野2300-3 西坂部町字御館野2300-5	6.0~10.1	46.1
6	平津26号線	平津町字畑屋398-5 平津町字畑屋398-3	6.0~11.7	49.5
7	西富田54号線	西富田三丁目700-4 西富田三丁目711-2	6.0~14.2	187.0
8	東本郷31号線	楠町本郷字川北1477-1 楠町本郷字川北1477-5	6.0~9.9	46.5